

この商品は生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れのおそれがあります。

- 所定の費用・手数料がかかります。
- 為替リスクがあります。
- 為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。

# ドルアドバンス

災害保障期間付利率変動型終身保険(低解約返戻金型 米ドル建)

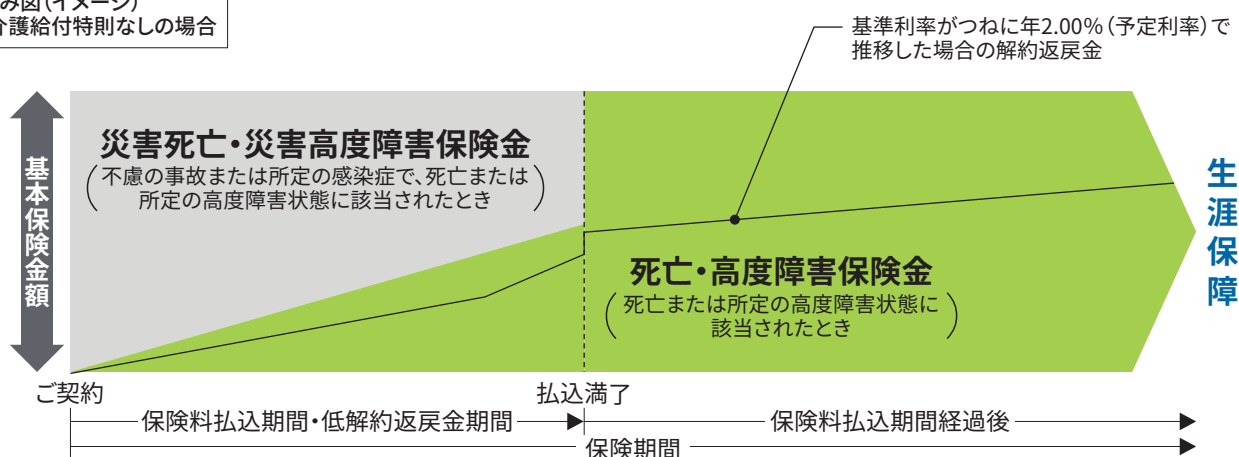
メットライフ生命 ドルアドバンス	この商品が満たす主な保障分野						貯蓄部分
	死亡	病気・ケガ	ガン	介護	教育・老後資金準備 役員・従業員の 退職金準備	資産運用	
	○			○*	○	○	○

\*介護給付特則を付加した場合

## 1 商品の特長としくみ

- 生涯にわたり、死亡・高度障害の保障を準備できる米ドル建の商品です。介護給付特則を付加する場合、介護の保障も準備できます。  
※保険料払込期間中は、死亡・高度障害保険金および介護給付特則を付加した場合の介護保険金が抑制されています。
- 保険料の払い込みや保険金の受け取りなどは、すべて米ドルで行います。特約を付加することで、これらを円で行うこともできます。
- 保険料払込期間中の解約返戻金の水準を低く設定し、これを保険料に反映しています。
- 基準利率は、毎月設定されます。基準利率は、年2.00% (予定利率) が最低保証されています。
- お申し込みは告知書扱いのため、医師の診査は不要です。

しくみ図(イメージ)  
※介護給付特則なしの場合



**プラス** 特約を付加することにより、保障を充実させることができます。

付加できる主な特約

- |   |  |  |
|---|--|--|
| <input type="checkbox"/> 余命6ヵ月以内の生前給付<br>リビング・ニーズ特約 | <input type="checkbox"/> 円入金特約<br><input type="checkbox"/> 円支払特約 | <input type="checkbox"/> 年金移行特約<br><input type="checkbox"/> 年金支払特約<br><input type="checkbox"/> 給付金代理請求特約 |
|---|--|--|

※ご契約時の年齢などにより、付加できない場合があります。

## 2 主なお取り扱いについて(主契約)

※お取り扱いの範囲などは、契約内容により異なります。

契約年齢範囲	0歳～満70歳 ※介護給付特則を付加する場合は満15歳～満65歳
最低保険金額	3万米ドル
保険期間	終身
解約返戻金	あります。 ※この保険は、保険料払込期間(低解約返戻金期間)の解約返戻金を抑制しています。
契約者配当	ありません。

### 3 主な保障内容(主契約)

	名称	支払事由	支払金額
保険料払込期間中	死亡保険金	死亡されたとき(災害死亡保険金が支払われる場合を除きます)	既払込保険料相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額
	高度障害保険金	所定の高度障害状態に該当されたとき(災害高度障害保険金が支払われる場合を除きます)	既払込保険料相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額
	介護保険金 ※介護給付特則を付加した場合	責任開始時以後初めて、公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき、あるいは、所定の「認知症」または「機能障害」による要介護状態が180日継続したとき	既払込保険料相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額
	災害死亡保険金	次のいずれかに該当されたとき ①不慮の事故による傷害で死亡されたとき ②所定の感染症で死亡されたとき	保険金額
災害高度障害保険金	次のいずれかに該当されたとき ①不慮の事故による傷害で所定の高度障害状態に該当されたとき ②所定の感染症で所定の高度障害状態に該当されたとき		
期間経過後払込	死亡保険金	死亡されたとき	保険金額
	高度障害保険金	所定の高度障害状態に該当されたとき	
	介護保険金 ※介護給付特則を付加した場合	責任開始時以後初めて、公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき、あるいは、所定の「認知症」または「機能障害」による要介護状態が180日継続したとき	

※介護給付特則は、契約時のみ付加できます。また、この特則のみを解約することはできません。

※死亡保険金、高度障害保険金、介護保険金、災害死亡保険金、災害高度障害保険金は重複してお支払いしません。

※既払込保険料相当額は次の算式により計算します。

基本保険金額1,000米ドルに対応する普通保険料率による月払保険料相当額×(基本保険金額÷1,000米ドル)×経過月数

※保険金額は基本保険金額とします。ただし、所定の積立金額が基本保険金額を上回る場合、上回った部分の1%相当額と積立金額の合計額をお支払いします。

### 4 その他の事項

#### ■ 基準利率について

● 基準利率は、積立金(将来の保険金をお支払いするために、保険料の中から積み立てる部分)に付利されます(保険料に付利する利率ではありません)。

#### ■ 諸費用についてご確認ください この保険では、下記の費用をご負担いただけます。

##### ● ご契約にかかる諸費用について

ご契約にかかる諸費用とは以下の費用の合計をいい、それぞれ下記の方法で差し引くことによりご負担いただけます。

そのため、積立金は基準利率でそのまま運用されるものではありません。

項目	時期・控除方法・費用
保険契約の締結・維持にかかる費用	保険期間中、保険料または積立金などから定期的に差し引きます*。 ※保険料から費用を差し引いた金額が、積立金として将来の保険金などのお支払いにそなえて積み立てられます。
死亡・高度障害保障などのための費用	保険期間中、積立金などから定期的に差し引きます*。
基準利率を最低保証するための 予定利率保証費率	基準利率を計算する際に、市場金利または市場金利の平均から0.60%を差し引きます。

\*これらの費用は、保険金額・契約年齢・性別・経過期間などによって異なりますので、一律には記載できません。

##### ● 年金を管理するための費用について

年金支払特約・年金移行特約を付加し、死亡保険金・解約返戻金などを年金で受け取られる場合、毎年の年金受取時に年金を管理するための費用(年金額の1.00%)が差し引かれます(費用の割合は将来変更されることがあります)。

##### ● 解約控除について

解約控除とは、解約時および減額時にご負担いただく費用です。保険契約を解約または減額される場合には、契約日から10年間は、経過期間(保険料を払い込みいただいた年月数\*)などに応じて、積立金などから所定の金額が差し引かれます。この差し引かれる金額については、経過期間などにより異なるため、一律には記載できません。

\*年払・半年払の場合は、保険料を払い込みいただいた年月数と経過年月数のいずれか短い年月数

##### ● 外貨建保険のお取り扱いの際にかかる為替手数料について 通貨交換時に生じる手数料をご負担いただけます。

###### (銀行などの金融機関で通貨交換をされる場合)

・外貨建の保険料などを円から交換して用意される際には、為替手数料が必要になります。また、外貨建の保険金などを円に交換して受け取る際にも為替手数料が必要になります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

###### (銀行などの金融機関で外貨のお払い込み・お受け取りをされる場合)

・保険料などを外貨で払い込む際には、送金手数料・引出手数料などをご負担いただく場合があります。外貨による口座振替に関しても手数料をご負担いただく場合があります。また、保険金などを外貨で受け取る際にも手数料をご負担いただく場合があります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

###### (通貨交換に関する特約を利用される場合)

・「円入金特約」および「円支払特約」のレートには為替手数料が含まれており、特約適用時のご負担となります。特約適用時のレートは、三菱UFJ銀行が公示する外貨交換レート(TTS)と円交換レート(TTB)の中間の値(TTM)を基準として計算されたレートです。

円入金特約のレート	TTM+50銭	※1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。
円支払特約のレート	TTM-50銭	※記載のレートは2022年11月現在のものであり、将来変更されることがあります。

###### (クレジットカード払を利用される場合)

・クレジットカード払を利用される場合、カード会社が定める、通貨交換時の手数料が含まれた換算レートが適用されます。これは当社が定めるレートとは異なります(詳しくは、クレジットカード会社にご確認ください)。

#### ■ リスクについてご確認ください

##### ● 外貨建保険には、為替相場の変動によるリスクがあります

この保険の保険金額および解約返戻金額は、為替相場の変動により、受取時の為替相場で円に換算した金額が、契約時の為替相場で円に換算した金額を下回ることがあります。また、保険金などの受取時の円換算額が、保険料の払込時の円換算額の累計を下回り、損失が生じるおそれがあります。

##### ● 低解約返戻金期間中の解約返戻金について

低解約返戻金期間(保険料払込期間)中の解約返戻金額は所定の割合で抑制されています。これを円に換算する場合には、抑制された金額に対してさらに為替相場の変動による影響を受けます。

お申し込みにあたっては、「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

詳しくは、当商品の販売資格を持った当社コンサルタント社員または募集代理店までご相談ください。

■ お問い合わせ先/担当者

■ 引受保険会社



メットライフ生命保険株式会社  
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3  
www.metlife.co.jp